〇〇株式会社　定款

平成　　年　　月　　日　　　　作成

平成　　年　　月　　日　公証人認証

平成　　年　　月　　日　　会社設立

 **第１章** **総　則**

 （商号）

1. 当会社は，〇〇株式会社と称する。

 （目的）

 第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。（下記参考に書き換えてください）

 １　産業廃棄物処理業・環境関連工事

 ２　プラント設備・装置の設計・施工工事・販売

　　３　リフォーム・大工・内装工事・建築設計

　　４　塗装業

　　５　不動産業

　　６　物品販売（日常生活品の販売）

　　７　大型機械・装置等販売（日常生活品以外）

　　８　物品加工・販売

９　各種コンサルティング業務

 11　前各号に附帯する一切の事業

 （本店の所在地）

1. 当会社は、本店を〇〇都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

 （公告の方法）

1. 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

 **第２章　株　式**

 （発行可能株式総数）

 第５条　当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。（参考に書き換えてください）

 （株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければ

ならない。（株主総会でも構いません）

（質権の登録及び信託財産の表示）

第７条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、これと同様とする。

 （株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

 　第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ　　　とを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載　　　され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の　　　書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

 　（基準日）

 　第９条　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する

 　　株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株

 　　主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害

 　　しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は

 　　吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会におい

 　　て権利を行使することができる株主と定めることができる。

 　 （株主の住所等の届出）

 第10条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者

 　　は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なけれ

 　　ばならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様と

 　　する。

 　（募集株式の発行）

 　第11条　募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

 　２　前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び

 　　払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

 　３　株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第２

 　　０２条第１項各号に掲げる事項は、取締役の決定により定める。

 **第３章** **株主総会**

 （招集）

 第12条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、

 臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

 　２　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を

 　　発するものとする。

 （議長）

 第13条　株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あ

 　 らかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

 （決議）

 第14条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席

 　　した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

 　（議決権の代理行使）

 　第15条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代

 　　理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごと

 　　に代理権を証する書面を提出しなければならない。

 **第４章** **取締役**

 （取締役の員数）

 　第16条　当会社の取締役は２名以内とする。（定めを２名より多くしても構いませんが、３名以上になれば監査役を加えて取締役会を設置できるようになります）

 　（取締役の選任及び解任）

 　第17条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

 ２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

　　３　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって解任する。

（代表取締役及び社長）

第18条　当会社に取締役が２名以上いるときは，取締役の互選によって，代表取締役１名を定める。

２　代表取締役は社長とし，取締役１名のときは当該取締役を社長とする。

　　３　社長は，当会社を代表し，会社の業務を統括する。

　　　(役付取締役)

第19条　前条の他，取締役の過半数の同意をもって，取締役の中から，副社長及び

　専務取締役を選任することができる。

 （取締役の任期）

 第20条　取締役の任期はその選任後〇年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

 ２　補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一

 　　とする。

 （報酬及び退職慰労金）

 第21条　取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

 **第５章** **計　算**

 （事業年度）

　 第22条　当会社の事業年度は年１期とし、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日まで

 　 とする。

 （剰余金の配当）

 第23条　剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は

 　　質権者に配当する。

 （剰余金の配当等の除斥期間）

 第24条　当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満３年を経過

 　　したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

 **第６章** **附　則**

 （設立に際して出資される財産の価額）

 第25条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金〇〇万円とする。（資本金の額と同じで構いません）

 （最初の事業年度）

 第26条　当会社の第１期の事業年度は、当会社成立の日から平成〇年〇月〇日

 までとする。（当初の期末年月日です）

　　（設立時役員）

第27条 当会社の設立時役員は、次のとおりである。

　　　　　　　設立時取締役　A、B

　　　　　　　設立時代表取締役　A

 （発起人）

 第28条　発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

 　　　　　　　　〇都〇区〇町〇丁目〇番〇号　A

 普通株式　　〇株　〇万円

 　　　　　　　　 〇県〇市〇台〇丁目〇番　B

 普通株式　　〇株　〇万円

（印鑑証明書と同一の住所記載をしてください）（出資者が更にいる場合は項目を追加し、１人の場合は消してください）

 　以上、〇〇株式会社の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

 平成○年○月○日

 　　　　　　　　　　発起人　A 　印

 発起人　B 　　印

 （上の発起人とここの欄の発起人は同じです）